

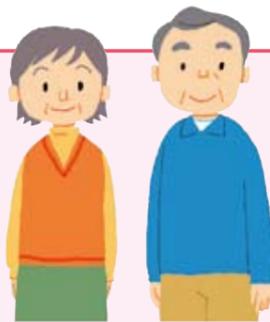
介護保険料を納めましょう

介護保険料が変わりました。

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の方の保険料は、播磨町の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得などに応じた保険料が決められます。



第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{播磨町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{播磨町の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

※市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

●保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。



1年以上滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分が支払われる形となります。



1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料と相殺されます。



2年以上滞納すると

利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

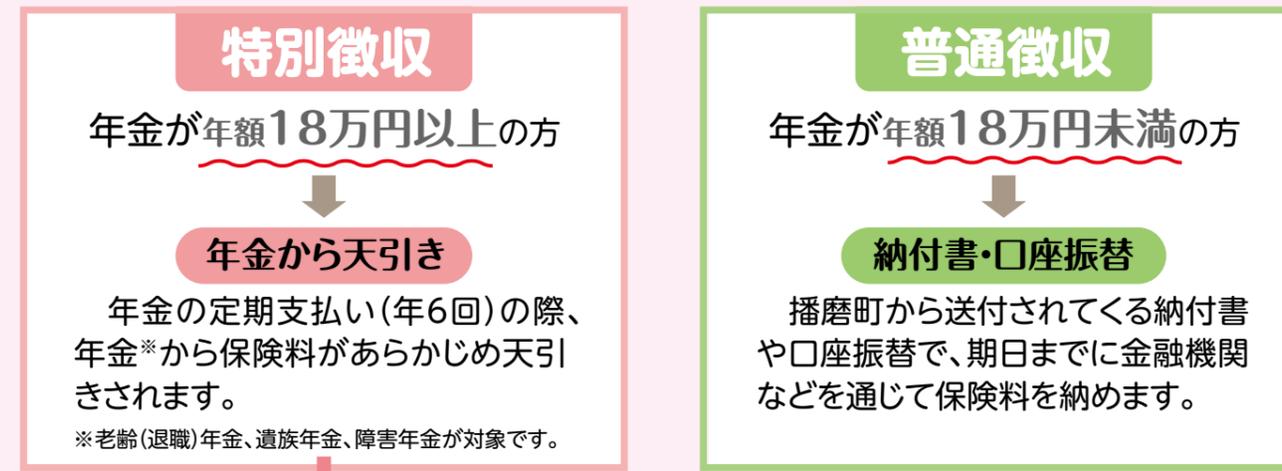
納付が難しいときにはご相談を!

災害などの特別な事情があると認められたときには、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいなど、困ったときはお早めに播磨町の担当窓口までご相談ください。

▶ 保険年金グループ 介護保険チーム ☎079-435-2582

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。



年金が年額18万円以上でも一時的に納付書または口座振替で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書または口座振替で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他市区町村から転入した場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- ……など

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

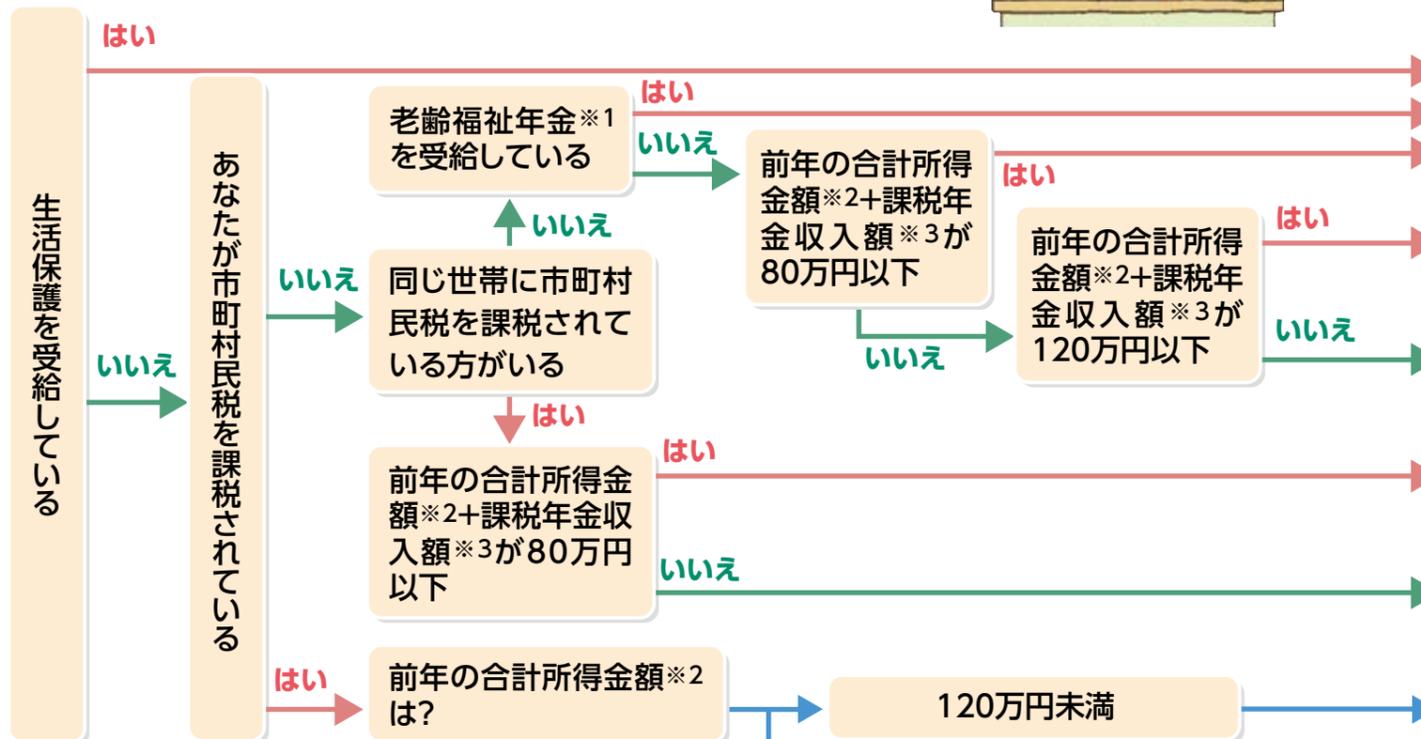
40歳以上65歳未満の方の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険に加入している方
決め方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 <small>*40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。</small>

65歳以上の方の保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、播磨町の介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得などに応じて決まります。

●あなたの保険料段階を確認しておきましょう



- ※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
- ※2 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ※3 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金、老齢福祉年金等は含まれません。

●保険料を納め始めるのは
第1号被保険者として保険料を納め始めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分からです。

例

5月1日生まれ → 4月分から

5月2日生まれ → 5月分から

●介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において保険料を決める基準となる額のことです。本人と世帯全員の課税状況や本人の所得などに応じて段階的に決められています。



基準額 (月額) **4,800円 (第5段階)**

■平成27年度から平成29年度までの介護保険料

所得段階	対象者	調整割合	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者もしくは前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下である方	基準額×0.45※	2,160円	25,920円
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当せず前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下である方	基準額×0.65※	3,120円	37,440円
第3段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75※	3,600円	43,200円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下である方	基準額×0.85	4,080円	48,960円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	4,800円	57,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	5,520円	66,240円
第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	6,000円	72,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	7,200円	86,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.70	8,160円	97,920円
第10段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	8,640円	103,680円
第11段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×2.00	9,600円	115,200円

※第1段階、第2段階、第3段階の方は、消費税10%への改定(予定)にともない、平成29年4月より公費による軽減が行われる予定です。

所得に応じて減免措置が受けられます

本人の収入や世帯の状況などにより、介護保険料や介護サービス利用料が申請により減額されることがあります。

対象者	要件(すべてに該当)	減免内容	添付書類
1 保険料段階が第1段階(生活保護受給者を除く)の方のうち生活が著しく困窮している方	<input type="checkbox"/> 本人とご家族の前年1年間の収入の合計金額が60万円以下である。もしくは、今後1年間の収入見込額が60万円以下である。(*1)	12共通要件 <input type="checkbox"/> 住民税の課されている方に扶養されていない。 <input type="checkbox"/> 住民税の課されている方と生計を共にしていない。 <input type="checkbox"/> 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる。	<ul style="list-style-type: none"> ●前年1月～12月の収入がわかる書類 ……「年金振込通知書」「雇用保険受給資格者証」など ●ご家族に死亡や失業などの事情がある場合は、事由発生日以後1年間の収入見込額がわかる書類 入院したとき 「源泉徴収票等収入の減少を証明する書類、医師の診断書」など 失業したとき 「雇用保険受給資格者証、民生委員の無職であることの状況確認書、年金振込通知書」など 事業を休廃止したとき 「休・廃業届、民生委員の無職であることの状況確認書、年金振込通知書」など
2 保険料段階が第2段階の方のうち収入が少なく生活が困窮している方	<input type="checkbox"/> 本人とご家族の前年1年間の収入の合計金額が120万円以下である。もしくは、今後1年間の収入見込額が120万円以下である。(*2)		
3 保険料段階が第2段階～第11段階で、失業などにより、本人やご家族の所得が前年に比べて大幅に減少する方	<input type="checkbox"/> 本人の属する世帯の生計を主として維持する方が死亡した、心身に重大な障害を受けた、長期(3か月以上)入院した、失業した、事業または業務を休廃止した、もしくは干ばつ冷害などにより農作物が不作であった。(これらのいずれかに該当する場合) <input type="checkbox"/> 本人とご家族の事由発生日以後、1年間の合計所得金額の見込額が、保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と比べて半分以下に減ると認められる。	すでに賦課した保険料額と、事由発生日以後、1年間の収入見込額を賦課の根拠に用いて算定した保険料額との差額を減額します。	<ul style="list-style-type: none"> ●入院したとき 「源泉徴収票等収入の減少を証明する書類、医師の診断書」など ●失業したとき 「雇用保険受給資格者証(支給終了となっていないもの)」など ●事業を休廃止したとき 「休・廃業届、民生委員の無職であることの状況確認書、年金振込通知書」など

以下に該当される方も介護保険料の減免制度の適用があります。

- 4 災害により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた方
- 5 刑事施設などへの収監により介護保険サービスを受けることができなくなる方
- 6 保険料段階が第2段階に該当する外国籍高齢者等福祉給付金受給者

※1 本人とご家族の合計人数が3人以上の場合は、3人目から1人あたり17万5千円を60万円に加算した金額以下になります。
 〈例〉家族の合計人数が4人の場合 60万円+17万円5千円×(4人-2人)=95万円
 すなわち、1年間の収入の合計金額が95万円以下であれば①の要件に該当することとなります。

※2 本人とご家族の合計人数が3人以上の場合は、3人目から1人あたり35万円を120万円に加算した金額以下になります。
 〈例〉家族の合計人数が4人の場合 120万円+35万円×(4人-2人)=190万円
 すなわち、1年間の収入の合計金額が190万円以下であれば②の要件に該当することとなります。

社会福祉法人等利用者負担軽減制度

申請できる方(1、2の要件をすべて満たす方)

1 A①Bのいずれかに該当

- A 高齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税である方
- あるいは
- B 世帯全員が住民税非課税である方



2 次の要件をすべて満たす

- 世帯全員の年間収入額が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算。2人世帯の場合200万円)以下であること。
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算。2人世帯の場合450万円)以下であること。
- 世帯がその居住用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

対象サービス	軽減対象費用	軽減率	
介護老人福祉施設サービス および 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	(1)旧措置入所者(ユニット型個室に入所している方)で利用者負担が5%以下である方および生活保護受給者 (2)利用者負担第2段階の方 (3)上記(1)(2)以外の方	居住費 食費、居住費 利用者負担額、食費、居住費	1/4 高齢福祉年金受給の方は 1/2 生活保護受給の方は 10/10
訪問介護(ホームヘルプ)、夜間対応型訪問介護および介護予防訪問介護		利用者負担額	
通所介護(デイサービス)、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護および介護予防認知症対応型通所介護		利用者負担額、食費	
小規模多機能型居宅介護 および介護予防小規模多機能型居宅介護	(1)利用者負担第2段階の方 (2)上記以外の方	食費、宿泊費 利用者負担額、食費、宿泊費	
短期入所生活介護(ショートステイ) および介護予防短期入所生活介護	(1)生活保護受給者 (2)上記以外の方	滞在費 利用者負担額、食費、滞在費	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		利用者負担額	
看護小規模多機能型居宅介護	(1)利用者負担第2段階の方 (2)上記以外の方	食費、宿泊費 利用者負担額、食費、宿泊費	

申請に必要なもの

- 社会福祉法人等利用者負担軽減対象者確認申請書
- 収入や資産、扶養状況を確認できる書類(健康保険証、年金振込通知書、年金額改定通知書、給与明細書または給与支払証明書、預貯金通帳、株券、証券の写し など)
- 印鑑(認印)

※軽減となるサービスは兵庫県等および各市町に利用者負担額軽減措置事業の実施を申し出た社会福祉法人が提供するサービスに限られます。

▶詳しくは、播磨町 保険年金グループ 介護保険チーム (079-435-2582) にお問い合わせください。